

本事案における再発防止策について

1. iPS 細胞研究所における再発防止策

これまでに iPS 細胞研究所独自の取り組みとしては、1) 担当部署（医療応用推進室知財グループ）による実験ノートの定期的（3ヶ月に1度）な検認、2) 論文の最終稿に関するデータ提出のルール化、3) 相談室の設置、を実施してきた。以下のようにこれらの取り組みを強化する。

① 実験ノートの提出について

- ・各研究室の実験ノート提出率を 100%にするために必要な措置を講じる。
- ・担当部署が実験ノートを確認後、主任研究者（PI）が複層的に確認し、指導する。

② 論文データの提出について

- ・データの形式を指定し、論文の図表の信憑性を裏付けるに足りるデータの提出を求める。
- ・担当部署が、上記のデータが全て揃っていることを確認する。

③ 研究公正教育の徹底

- ・実験ノートの書き方やデータ保管方法について、改めて PI を含め全研究者に指導を行う。
- ・研究所として不正行為そのものに対する倫理観を共有し意識（モラル）を高めるべく、全研究者と指導する立場の者への指導、教育を徹底する。

2. 全学的な再発防止策

京都大学研究公正推進アクションプラン（平成 27 年 3 月京都大学研究公正委員会制定、平成 28 年 7 月及び平成 29 年 8 月改正）に沿って、引き続き以下の研究公正に関する教育や啓発を進める。

- ① ガイダンスでの学生への「公正な学術活動」の啓発（学部・大学院新入生、卒業研究年度のガイダンス実施等）
- ② 授業中の学術マナー教育
- ③ 大学院生への論文執筆教育（修士・博士論文執筆前の対面によるチュートリアル実施等）
- ④ 教員への倫理教育（e-Learning 等による研究公正研修の受講義務付け、教員の新規採用時の研修会における啓発、等）
- ⑤ 研究データ保存
- ⑥ 体制の整備

上記に加え、以下について新たに取り組み、教職員の意識向上を図る。

- ・教職員に対する啓発を図るため、④で実施している新規採用教職員研修だけでなく、現職の教職員に対しても研究公正に関して広く説明を行う計画を立て実行する。